

「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」の公表について

道路運送法第15条の2に基づき、南国交通株式会社から令和7年9月30日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更届出に係る関係地方公共団体に対する意見聴取を行いました。

意見聴取結果は以下のとおりです。

一般乗合旅客自動車運送事業の路線廃止届出に係る意見聴取結果について

ア 届出の件名及び番号

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更届出

公示番号：九運公第67号

事案番号：鹿7廃5（南国交通株式会社）

イ 意見聴取の日時及び場所

令和8年1月21日（水）13時30分から

福岡合同庁舎新館 九州運輸局 10階 会議室

ウ 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名

【鹿児島県】

鹿児島県 総合政策部 参事兼交通政策課長 鈴木 圭祐

【鹿児島市】

鹿児島市 企画財政局 企画部 交通政策課長 塘 正平

エ 陳述の要旨

【鹿児島県】

(1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（南国交通株式会社）との協議内容

運送事業者、関係自治体より要望がなかったことから、鹿児島県バス対策協議会は開催していない。

(2) 自治体や住民等の意見

廃止対象とされている明和・原良地域のバス路線は、地域住民の交通手段として重要な役割を担ってきており、廃止された場合、その影響は避けられないものと考えている。

その他のバス路線は、運行本数も非常に少なく、付近を複数の路線バスや鹿児島市のコミュニティバス等が運行していることから、地域に与える影響は小さいと思料される。

(3) 路線廃止に対する代替交通

明和・原良地域のバス路線については、同市において代替交通手段の導入を検討しており、導入に際して、地域住民等の意見を聴取する予定。

(4) 廃止予定日の繰り上げの可否…否

鹿児島市において、代替手段等の検討や地域住民等への意見聴取を行う予定であり、時間を要することから廃止予定日繰り上げは「否」。

【鹿児島市】

- (1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（南国交通株式会社）との協議内容
本件については、令和7年6月に運送事業者から、一部路線を廃止する旨の説明を受けた。
廃止路線に対する代替手段導入に際して、地域住民等の意見を聴取する予定。
- (2) 関係自治体の意見
廃止対象とされている明和・原良地域のバス路線は、地域住民の交通手段として重要な役割を担ってきており、廃止された場合、その影響は避けられないものと考えている。
その他のバス路線は、運行本数も非常に少なく、付近を複数の路線バスや鹿児島市のコミュニティバス等が運行していることから、地域に与える影響は小さいと史料される。
- (3) 路線廃止に対する代替交通
明和・原良地域においては、代替交通手段として、乗合タクシーの導入を検討しており、現在、地域住民及び運行事業者等との調整に向け作業中である。
その他の地域については、付近を他の路線バスや本市のコミュニティバスが運行しており、代替交通手段の計画はない。
- (4) 廃止予定日の繰り上げの可否 …否
廃止予定日の繰り上げの可否については、路線廃止区間となる住民への周知等を考慮し、否と考える。